

議発第2号

甲賀市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和7年6月4日

提出者 甲賀市議会

議会改革推進特別委員長 林 田 久 充

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

甲賀市議会基本条例の一部を改正する条例

甲賀市議会基本条例（平成２５年甲賀市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

目次中「討論」を「討議」に改める。

前文中「議員及び議会活動」を「議会及び議員」に改める。

第１条中「運営」を削る。

第３条第５号中「参加」を「参加機会」に改める。

第８条の見出し及び同条第１項中「議員」を「議会」に改める。

「第４章 討論の拡大」を「第４章 討議の拡大」に改める。

第１２条の見出し中「討論」を「討議」に改め、同条第１項中「、議員による討論の場であることを認識し」を削り、同条第２項中「討論、議論」を「討議」に改める。

第１８条の見出し中「議会広報」を「議会広報広聴」に改め、同条第２項中「議会広報活動」を「広報広聴活動」に改める。

第２２条第２項中「制定しないよう努めるものとする」を「制定してはならない」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲賀市議会基本条例新旧対照表

改正案	現行
目次 前文 第1章 総則（第1条—第6条） 第2章 市民と議会の関係（第7条） 第3章 議会及び議員と市長等との関係（第8条—第11条） 第4章 <u>討議</u>の拡大（第12条） 第5章 委員会の活動（第13条） 第6章 政務活動費（第14条） 第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条—第18条） 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第19条—第21条） 第9章 最高規範性を見直し手続（第22条—第24条） 第10章 補則（第25条） 付則 議会は、市民から直接選挙で選ばれた議員による市の意思決定機関であり、市民の意思を代弁する責務と、行政事務執行に対する監視機能及び立法機能の責務を負っている。地方分権の進展とともに自治体の自主的な決定と責任範囲の拡大により、市民の代表機関として議会の果たす	目次 前文 第1章 総則（第1条—第6条） 第2章 市民と議会の関係（第7条） 第3章 議会及び議員と市長等との関係（第8条—第11条） 第4章 <u>討論</u>の拡大（第12条） 第5章 委員会の活動（第13条） 第6章 政務活動費（第14条） 第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条—第18条） 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第19条—第21条） 第9章 最高規範性を見直し手続（第22条—第24条） 第10章 補則（第25条） 付則 議会は、市民から直接選挙で選ばれた議員による市の意思決定機関であり、市民の意思を代弁する責務と、行政事務執行に対する監視機能及び立法機能の責務を負っている。地方分権の進展とともに自治体の自主的な決定と責任範囲の拡大により、市民の代表機関として議会の果たす

役割はますます大きくなっている。

議会と市長は、ともに市民の負託を受け、対等な関係の二元代表制のもとに一定の均衡を保ち、市民福祉の向上と市勢発展のため不断の努力を続けるものである。

議会及び議員 は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報公開や、市民の政策活動への多様な参加を推進し、市長等の執行機関との緊張感を保ちながら議員間での自由討議を踏まえて、議員の資質を向上することにより、市民に信頼され、存在感のある議会を目指すものである。

甲賀市議会は、市民憲章に掲げる「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議会____及び議員に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民が安全で安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民に開かれた議会を目指し、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) ～ (4) (略)

(5) 市民の多様な参加機会を保障するような議会運営に努める。

(議会と市長等との関係)

役割はますます大きくなっている。

議会と市長は、ともに市民の負託を受け、対等な関係の二元代表制のもとに一定の均衡を保ち、市民福祉の向上と市勢発展のため不断の努力を続けるものである。

議員及び議会活動は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報公開や、市民の政策活動への多様な参加を推進し、市長等の執行機関との緊張感を保ちながら議員間での自由討議を踏まえて、議員の資質を向上することにより、市民に信頼され、存在感のある議会を目指すものである。

甲賀市議会は、市民憲章に掲げる「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議会運営及び議員に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民が安全で安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民に開かれた議会を目指し、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) ～ (4) (略)

(5) 市民の多様な参加を保障するような議会運営に努める。

(議員と市長等との関係)

第8条 議会審議において、二元代表制のもと、議会と市長等は、緊張感の保持に努めなければならない。

2及び3 (略)

第4章 討議の拡大

(討議による合意形成)

第12条 議会は_____、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、提出議案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討議_____を尽くして合意形成に努めるものとする。

3 (略)

(議会広報広聴の充実)

第18条 (略)

2 議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報広聴活動に努めるものとする。

(最高規範性)

第22条 (略)

2 議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則、議会告示等（以下「議会関係条例等」という。）を制定してはならない_____。

第8条 議会審議において、二元代表制のもと、議員と市長等は、緊張感の保持に努めなければならない。

2及び3 (略)

第4章 討論の拡大

(討論による合意形成)

第12条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、提出議案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

3 (略)

(議会広報_____の充実)

第18条 (略)

2 議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(最高規範性)

第22条 (略)

2 議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則、議会告示等（以下「議会関係条例等」という。）を制定しないよう努めるものとする_____。

3 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 (略)

議発第 3 号

甲賀市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 4 日

提出者 甲賀市議会

議会運営委員長 谷 永 兼 二

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

甲賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

甲賀市議会委員会条例（平成１６年甲賀市条例第１８７号）の一部を次のように改正する。

第１５条の次に次の１条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第１５条の２ 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第２０条第１項の秘密会は、この限りでない。

２ 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

３ 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

４ オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第１８条に次の１項を加える。

２ 前項の委員長又は委員が、第１５条の２第２項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第２１条に次の１項を加える。

２ 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第２５条に次の１項を加える。

３ 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第２８条に次の１項を加える。

２ 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第２９条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲賀市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現行
<u>（委員会の開会方法の特例）</u> <u>第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u> <u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> <u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u> <u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> （委員長及び委員の除斥） 第18条 （略） <u>2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができ</u>	（委員長及び委員の除斥） 第18条 （略）

る。

(出席説明の要求)

第21条 (略)

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 (略)

2 (略)

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 (略)

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

(参考人)

第29条 (略)

2 (略)

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 (略)

(出席説明の要求)

第21条 (略)

(公述人の決定)

第25条 (略)

2 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 (略)

(参考人)

第29条 (略)

2 (略)

3 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議発第4号

甲賀市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
上記の議案を提出する。

令和7年6月4日

提出者 甲賀市議会

議会運営委員長 谷 永 兼 二

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

甲賀市議会会議規則の一部を改正する規則

甲賀市議会会議規則（平成１６年甲賀市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第９４条」を「第９４条の２」に、「第１６６条」を「第１６６条・第１６６条の２」に改める。

第２章第１節中第９４条の次に次の１条を加える。

（出席委員に関する措置）

第９４条の２ この章における出席委員には、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第１１７条に次の１項を加える。

３ 前２項の場合において、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第１２９条に次のただし書を加える。

ただし、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第１４２条に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第７章中第１６６条の次に次の１条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第１６６条の２ 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲賀市議会会議規則新旧対照表

改正案	現行
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節 総則（第1条—第13条）	第1節 総則（第1条—第13条）
第2節 議案及び動議（第14条—第19条）	第2節 議案及び動議（第14条—第19条）
第3節 議事日程（第20条—第24条）	第3節 議事日程（第20条—第24条）
第4節 選挙（第25条—第33条）	第4節 選挙（第25条—第33条）
第5節 議事（第34条—第47条）	第5節 議事（第34条—第47条）
第6節 秘密会（第48条・第49条）	第6節 秘密会（第48条・第49条）
第7節 発言（第50条—第66条）	第7節 発言（第50条—第66条）
第8節 表決（第67条—第77条）	第8節 表決（第67条—第77条）
第9節 公聴会及び参考人（第78条—第84条）	第9節 公聴会及び参考人（第78条—第84条）
第10節 会議録（第85条—第89条）	第10節 会議録（第85条—第89条）
第2章 委員会	第2章 委員会
第1節 総則（第90条— <u>第94条の2</u> ）	第1節 総則（第90条— <u>第94条</u> ）
第2節 審査（第95条—第111条）	第2節 審査（第95条—第111条）
第3節 秘密会（第112条・第113条）	第3節 秘密会（第112条・第113条）
第4節 発言（第114条—第125条）	第4節 発言（第114条—第125条）

第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）

第6節 表決（第128条—第138条）

第3章 請願（第139条—第145条）

第4章 辞職及び資格の決定（第146条—第150条）

第5章 規律（第151条—第159条）

第6章 懲罰（第160条—第165条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第166条・第166条の2）

第8章 議員の派遣（第167条）

第9章 補則（第168条）

付則

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

（委員外議員の発言）

第117条 （略）

2 （略）

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、

第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）

第6節 表決（第128条—第138条）

第3章 請願（第139条—第145条）

第4章 辞職及び資格の決定（第146条—第150条）

第5章 規律（第151条—第159条）

第6章 懲罰（第160条—第165条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第166条
）

第8章 議員の派遣（第167条）

第9章 補則（第168条）

付則

（委員外議員の発言）

第117条 （略）

2 （略）

委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

(協議等の場の開催方法の特例)

第166条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。 _____

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 (略)